

川内原子力発電所第1号機の使用前検査の状況について
(平成27年6月16日)

1. トピックス

- 平成27年6月10日 基本設計方針に係る検査を開始

2. 検査実施状況

	対象設備と検査概要
先週の状況	<p>【品質管理の方法等に関する検査】 工事計画に記載された品質管理の方法等に関する検査として、保安活動における不備事項の評価、改善等について事業者の実施状況を確認。</p> <p>【工事の工程 3号】 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、補機駆動用燃料設備、非常用取水設備、緊急時対策所）について、機能・性能検査、基本設計方針に係る検査を実施。</p>
今週の予定	<p>【工事の工程 3号】 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備、非常用取水設備、緊急時対策所）について、機能・性能検査、基本設計方針に係る検査を実施。</p>

3. 品質管理の方法等に関する実施状況

検査項目	実施状況
事業者が実施した工事に係る 品質管理の方法等	3 / 30 ~ (継続)

4. 各施設に対する実施状況

	施設名	工事の工程 (※)			
		1号	3号	4号	5号
1	原子炉本体		5 / 29 ~ (継続)		
2	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	5 / 22 (終了)	5 / 12 ~ (継続)		
3	原子炉冷却系統施設	5 / 29 (終了)	5 / 19 ~ (継続)		
4	計測制御系統施設	4 / 28 (終了)	5 / 12 ~ (継続)		
5	放射性廃棄物の廃棄施設		6 / 17 ~ (予定)		
6	放射線管理施設	4 / 23 (終了)	5 / 12 ~ (継続)		
7	原子炉格納施設	5 / 22 (終了)	4 / 16 ~ (継続)		
8	その他発電用原子炉の附属施設 (1) 非常用電源設備		5 / 19 ~ (継続)		
	(2) 常用電源設備		6 / 10 ~ (継続)		
	(3) 火災防護設備		5 / 20 ~ (継続)		
	(4) 浸水防護施設		5 / 12 ~ (継続)		
	(5) 補機駆動用燃料設備		5 / 28 ~ (継続)		
	(6) 非常用取水設備		5 / 12 ~ (継続)		

	(7) 緊急時対策所		6 / 10 ~ (継続)		
--	------------	--	------------------	--	--

(※) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条は、次の各号の工事の工程において実施する検査事項を定めている。

1号：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

2号：蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時（今回の使用前検査申請には記載なし）

3号：発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時

4号：発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時

5号：工事の計画に係る全ての工事が完了した時

川内原子力発電所第2号機の使用前検査の状況について
(平成27年6月16日)

1. トピックス
・なし

2. 検査実施状況

対象設備と検査概要	
先週の状況	【品質管理の方法等に関する検査】 工事計画に記載された品質管理の方法等のうち、工事検査に係る品質保証の組織、保安活動の計画、実施、評価、改善の各項目について事業者の規定類、品質記録により仕組みを確認。
今週の予定	予定なし

3. 品質管理の方法等に関する実施状況

検査項目	実施状況
事業者が実施した工事に係る 品質管理の方法等	6 / 10 ~ (継続)

4. 各施設に対する実施状況

	施設名	工事の工程 (※)			
		1号	3号	4号	5号
1	原子炉本体				
2	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設				
3	原子炉冷却系統施設				
4	計測制御系統施設				
5	放射性廃棄物の廃棄施設				
6	放射線管理施設				
7	原子炉格納施設				
8	その他発電用原子炉の附属施設				
	(1) 非常用電源設備				
	(2) 常用電源設備				
	(3) 火災防護設備				
	(4) 浸水防護施設				
	(5) 補機駆動用燃料設備				
	(6) 非常用取水設備				
(7) 緊急時対策所					

(※) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条は、次の各号の工事の工程において実施する検査事項を定めている。

1号：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

2号：蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時（今回の使用前検査申請には記載なし）

3号：発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時

4号：発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時

5号：工事の計画に係る全ての工事が完了した時